

退職給付債務等算定業務仕様書

令和5年12月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

退職給付債務等算定業務

(1) 目的

本業務は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「甲」という。）の役職員に係る退職給付債務等を算出（算出にあたり必要となる予定退職率及び予想昇給率等の算定を含む。）し、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間）における各年度の退職給付引当金の算定等に活用するため、専門業者（以下「乙」という。）に委託するものである。

(2) 履行期限

令和6年3月末日まで。

(3) 納入場所

独立行政法人医薬品医療機器総合機構総務部職員課

(4) 業務内容

ア. 退職給付債務及び費用の算定

下記（5）の算定条件により、当該年度の基準日の退職給付債務、当該年度の翌年度の勤務費用並びに利息費用等を算定すること。また、当該算定にあたっては、以下の（4）イからエについて算定したうえで実施すること。

なお、甲では、令和5年度（適用日：令和5年4月1日）より国の実施内容を踏まえた定年延長制度（令和13年度までに、定年年齢を現在の60歳（一部例外除く）から65歳までに段階的に引き上げ）を導入予定であり、定年年齢の引き上げに伴う影響額について、下記（5）の算定条件「ア. 指針」に基づき計算し、算定結果に反映させること。

イ. 予定退職率

下記（5）の算定条件により、当該年度の甲の採用試験により入社した職員（以下「プロパー職員」という。）の退職者について退職事由別・年齢別に算定する。

なお、算定の母集団が十分に大きくないなど、過去の実績に基づき算定し用いることが不適切と認められる場合は、甲乙と協議の上、業種・規模の類似する他企業等の統計実績とすることができる。

ウ. 予想昇給率

下記（5）の算定条件により、当該年度3月31日時点のプロパー職員について年齢別に算定する。

（参考）令和5年4月1日時点の甲のプロパー職員数は946人（出向中の者を含む）、対象人数は変動する可能性がある。

エ. その他の計算基礎

甲の指定する算出条件毎に算定する。

オ. 問い合わせへの対応

本件業務内容及び算出結果について甲及び甲の会計監査人等から照会があった場合は、令和6年6月末日までは、甲の指示に基づき対応すること。

(5) 算定条件

ア. 指針

公益社団法人日本アクチュアリー会及び公益社団法人日本年金数理人会の「退職給付会計に関する数理実務基準」（以下「数理実務基準」という。）及び「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」（以下「数理実務ガイダンス」という。）、独立行政法人会計基準（以下「独法会計基準」という。）、「退職給付に関する会計基準」に準拠すること。

イ. 算出の基準

各業務について、年度（4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。）で算出すること。ただし、変更の必要を要しない係数、率等については、甲と乙合意の上で、前年度のものを使用することができる。

ウ. 計算基礎

- A) 割引率：デュレーションアプローチによる。
- B) 計算上の最終年齢：61歳から65歳。（甲の就業規則による。）
※令和5年度より国の実施内容を踏まえた定年延長制度の導入に基づく。
- C) 予定死亡率：最新の完全生命表を使用すること。
- D) 予定退職率：甲の提供するデータを基に乙において算出し使用すること。
- E) 予想昇給率：甲の提供するデータを基に乙において算出し使用すること。
- F) その他の計算基礎等：上記各計算基礎の他に、算定において必要となる計算基礎等が生じた場合は、甲乙協議の上、乙において算出し使用すること。
その場合、甲は必要となるデータ等を乙に提供する。

エ. 期間帰属方法

期間定額基準を用いた計算をすることとする。

オ. データ等基準日

期末日3月31日を原則とする、甲の指定する日。（必要に応じ甲乙協議のうえ決定することもできる。）

カ. 算定区分

- A) プロパー職員について、個々の職員毎に算出すること。
- B) 甲が個々の職員毎に付す勘定区分等によりグルーピングし、その合計額を算

出すること。

C) 算定対象となる職員については甲が指定する。

D) その他、甲が必要とする区分で合計額の算出を求めた場合、それに応じること。

(6) 算定に当たり甲から提供するデータ

ア. 予定退職率、予想昇給率、退職給付債務及び費用等共通

令和6年3月31日時点で在籍予定の職員に係る ① 職員番号、② 性別、③ 生年月日、④ 採用年月日、⑤ 職名、⑥ 基本給月額、⑦ 退職手当の調整区分及び調整額、⑧退職手当算出の除算期間及び除算率、⑨退職者に係る退職年月日及び退職事由、⑩勘定区分等。

なお、算定の過程で他のデータ等が必要となる場合は、受託者は甲に対し申し出ることができる。甲からのデータ提供の日程は、2月末日とする。

(7) 算出結果の報告・納入物

ア. 適合証明書

算出結果については、数理実務基準に示されている「報告書への記載が求められる事項」を基に、十分な知識と経験を有する第三者の専門家が計算内容の把握が可能となる情報を盛り込んだ報告書を作成の上、年金数理人の適合証明書を添えて、履行期限までに提出すること。

イ. データの提出

算出において使用し又は得られたデータについては、履行期限までに提出すること。

ウ. サンプルの提出

甲が指定する職員に係る個人別明細をサンプル提出すること。（各年齢階級に一人を予定。）サンプルの数は最大40程度とする。

エ. 提出媒体

提出する媒体は、紙及び電子式に記録される媒体（USBメモリーは不可。）各1部とする。

オ. その他

報告書等提出後において、①算出結果、②前年度との比較における債務額の変動要因、③将来にわたる債務額の推移予測等について甲並びに甲の会計監査人からの照会に適切に対応すること。（必要に応じて、追加・修正指示や監査法人から発出される確認書への対応等が想定される。）

(8) 検収

最終的な納入物の内容を甲が確認し、その完了をもって検収終了とする。

(9) その他

ア. 秘密保持

受託者は、業務上知り得た甲の秘密及び甲から提供されたデータについて、第三者に対して漏洩し、又は他の目的に使用してはならない。

また、秘密保持誓約書を提出すること。

イ. 会計基準の変更等、重要な会計方針に変更があった場合

数理実務基準、数理実務ガイダンス、独法会計基準の変更があった場合には、関連する他の会計基準等との整合性を踏まえて、これらの解説を適宜行うとともに、甲の会計監査人からの照会に対応しなければならない。また会計基準の変更等に即し、重要な会計方針の変更があった場合には、甲の指定する時点における、変更前と変更後のそれぞれについて算定を行うものとする。

ウ. その他制度変更等への対応

上記イ以外に、本件算定業務に関連する規程や制度の変更があった場合、当該変更に伴う退職給付債務等の追加評価等の変更に対応した業務の遂行をしなければならない。

エ. 著作権及び所有権の帰属

本業務により乙から甲に提出された成果物の著作権及び所有権は、甲に帰属する。

オ. 再委託の禁止

受注者は本業務について再委託することはできない。

カ. 入札制限及び応札条件

専任の年金数理人が1人以上従事する法人であること。また、本業務は年金数理人の資格を持つ者（厚生年金基金規則第76条の要件を満たしている者をいう。）が従事して行うこと。

また、令和5年度において甲の会計監査人ではないこと。

キ. 協議

本業務履行に当たり疑義があるときは、双方協議の上これを解決するものとする。

ク. 前年度の計算結果に関する問い合わせについて

年金数理人が変更した場合、翌年度の年金数理人との算定結果と大幅な変更がある場合には、必要に応じて、甲に変更前の年金数理人について問い合わせをすること。

(10) 窓口連絡先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

総務部職員課

電話： 03 (3506) 9502

Email: shokuin●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策のため半角のアットマーク●に置き換えています。

送信の際は●を半角のアットマークに置き換えてください。